

ICTを活用した「子どもの健康」サポートに係る連携協定書

(補足)

第7条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合又はこの協定に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲乙の二者が協議して処理するものとする。

岐阜市教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社文溪堂（以下「乙」という。）による岐阜市における「生命の尊厳への理解を深める教育」の推進協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙の二者による連携協力により、児童生徒の日々の心と体の様子をデジタルで可視化し、教職員が的確に把握し、素早く情報共有し、組織的に対応できる環境を構築することで、子どもの心や体の小さな変化を見逃さず、きめ細やかなサポートを実現することを目的とする。

(連携協力の分野)

第2条 連携協力する分野は、甲の有する実践力及び乙の有する開発力を統合し、プロジェクトの連携を推進することにより「生命の尊厳への理解を深める教育」に寄与する分野とし、以下の事柄について行うものとする。

- (1) 児童生徒の心と体のケアに関する分野
- (2) 教職員の生徒指導力向上に関する分野
- (3) 二者が合意したその他の分野

(連携プロジェクトの実施)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の具体的な内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく教育活動の実施にあたって知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合又は法令（本市条例を含む）等に基づく場合は、この限りでない。

(担当)

第6条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2部作成し、署名の上、甲と乙が各1部を保有する。

令和3年12月22日

甲 岐阜市司町40番地1
岐阜市教育委員会
教育長

水谷和彦

乙 羽島市江吉良町江中7-1
株式会社文溪堂
代表取締役社長

水谷公三